

告示第18号

塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年1月23日

塩竈市長 佐藤光樹

塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響下における創業又は事業承継を支援することを目的とし、市内において創業又は事業承継する者に対して、予算の範囲内において塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則（平成17年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア これまでに事業を営んだことのない者が市内の住所地を所得税の納税地として個人開業し、新たに事業を開始すること。

イ これまでに事業を営んだことのない者が市内に本店又は主たる事務所を有する会社を設立し、当該会社が新たに事業を開始すること。

(2) 事業承継 市内の住所地を所得税の納税地とする個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有する会社が先代から事業を引き継ぐこと。

(3) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(4) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗又は工場等であつて、市内に所在するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに創業又は事業承継を完了する者であること。

(2) 創業又は事業承継を行うことについての適切かつ確実な事業計画を有すると認められる者であつて、当該創業又は事業承継によって興した事業活動を3年以上継続する見込みがあると認められること。

(3) 塩釜商工会議所による事業計画の確認を受けた者であること。

(4) 市税等（塩竈市市税等滞納者に対する特別措置に関する条例（平成18年条例第36号）第2条第1号に規定する市税等をいう。）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者については、補助対象者としな

(1) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者である者

(2) 塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者及び当該暴力団員等である者と密接な関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行う者

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が公的な資金の使途として、不適切であるものと認める事業を営む者

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業計画に基づく創業又は事業承継及び当該創業又は事業承継によって興した事業活動であって、第5条の規定により補助金の交付の対象となる経費の額が200,000円以上のものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受ける場合においては、補助対象経費から当該他の補助金等に相当する額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額とし、1,000,000円を上限とする。

2 補助金の額の算定に当たって、1,000円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の積算根拠となる書類（見積書又はこれに準ずるもの）

(3) 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本

(4) 申請者が会社である場合においては、定款及び登記事項証明書

(5) 市税等に滞納がないことを証する書類

(6) 確認書（様式第3号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和5年3月10日までに行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を超えない日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者が創業を行った場合においては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署に提出を行った個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は定款及び登記事項証明書

(2) 補助事業者が事業承継を行った場合においては、当該事業承継に係る契約書又は覚書等の写し

(3) 取得財産管理台帳（様式第5号）

(4) 取得財産の設置状況が分かる写真

(5) 補助対象経費に係る領収書等支出を証する書類

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 規則第21条に規定する財産の処分の制限を適用する期間は、原則として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、その期間を短縮することができる。

2 規則第21条第1項第3号の規定により市長が定める財産は、同項第1号及び第2号に該当しないもののうち、耐用年数が1年以上であり、かつ、1件当たりの取得価額が10万円以上であるものとする。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者は、創業又は事業承継を行った日から起算して1年を経過する日が属する事業年度終了後1月以内に、塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金に関する実施状況報告書（様式第7号）に、前年度における収支決算の状況が分かる書類を添えて、補助金に係る事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和5年1月23日から施行する。

2 塩竈市シャッターオープン・プラス事業費補助金交付要綱（平成19年告示第54号）の補助金を受けた者のうち、塩竈市創業・事業承継スタートアップ支援補助金交付要綱第2条第

1号に規定する創業を行ったものは、補助対象者として申請することができる。

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

経費分類	経費区分	内 容	備 考
事業所の整備 に要する経費	①賃借料	事業所の賃借に係る経費	住居兼事業所にあつては、 所得税又は法人税の確定申 告において、地代家賃に計 上する額とする。
	②改修費	事業所の内装工事及び外装 工事等に係る経費	住居兼事業所にあつては、 住居部分と事業所部分とが 物理的かつ明確に区別され る場合に限り、当該事業所 部分に係る経費のみ対象と する。
	③付帯設備費	②に区分されない経費であ つて、事業所と一体となつ て機能する設備の取得に係 る経費	住居兼事業所にあつては、 住居部分と事業所部分とが 物理的かつ明確に区別され る場合に限り、当該事業所 部分に係る経費のみ対象と する。
事業所で使用 される設備及 び消耗品の取 得等に要する 経費	④設備費	機械装置、構築物、工具、 器具、備品及びソフトウェ ア等の取得に係る経費	
	⑤消耗品費	消耗品の購入に係る経費	補助事業の用に供すること が明らかであると認められ るものに限る。
	⑥リース・レ ンタル料	機械装置、工具、器具及び 備品等の賃借に係る経費	
その他創業又 は事業承継に 必要と認めら れる経費	⑦委託費	補助事業の実施に必要な業 務の一部を第三者に委託す ることに要する経費	
	⑧専門家謝金	専門家への相談に要する経 費	
	⑨旅費	国内出張に係る旅費の実費	交通費にあつては、公共交 通機関を使用した場合に限 り、対象とする。
	⑩広報費	パンフレット又はチラシ等 の印刷及びこれらの新聞折 込等に係る経費	
	⑪その他市長 が必要と認め る経費	①から⑩に区分されない経 費であつて、市長が特に必 要と認めるもの	